

2020年6月16日
在ハグツニヤ日本国総領事館

在日米国大使館等による米国査証(ビザ)発給状況について

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、現在、日本国内に所在する米国大使館等における米国査証発給については、非移民ビザ取得のための面接が一時的に停止されております。現在、日本国内での米国査証(ビザ)申請・発給状況については以下のとおりとなっております。

1 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、在日米国大使館及び領事館では、本年3月19日から非移民ビザ面接が一時的に停止されています。詳細は以下、在日米国大使館ホームページをご確認ください。

<https://jp.usembassy.gov/ja/suspension-of-routine-visa-and-notarial-services-ja/>

2 非移民ビザ面接の一時停止に伴い、面接を要する新規ビザの取得が困難になっている状況ですが、緊急性の高い査証(ビザ)申請に関しては限られた数のビザ面接(緊急面接)枠が設けられており、引き続き査証(ビザ)発給も行われております。

(1) 以下の渡米目的／査証(ビザ)クラスに当てはまる場合は、領事との緊急ビザ面接予約リクエストを申請できます。

「非移民ビザ」

- ①クルービザ(C1/D)で14日以内に緊急で渡航する必要がある場合
- ②貿易駐在員・投資駐在員ビザ(E1/E2)の申請で延期不可能な緊急の渡航予定がある場合
- ③家族の訃報や、急な病気で緊急に渡航する必要がある場合
- ④学生または交流訪問者ビザ(F/M/J)の申請で、30日以内に開始される有効なプログラムに参加する場合
- ⑤就労ビザまたは交流訪問者ビザ(H/J)を申請する医療従事者、特に新型コロナウイルス対策に従事する場合
- ⑥Eビザ以外のビザカテゴリーの申請で、緊急かつ重要なビジネスのため、米国の企業から要請を受けた場合(※米国の企業とは、米国法人登録をしている日系企業と解釈)
- ⑦フィアンセビザ(K)で、人道的理由により緊急に渡航する必要がある場合

(2) また、上記⑥には企業内転勤者向けの「Lビザ」も含まれており、かつ、実際にビザが発給されております。

(3) 緊急ビザ面接予約リクエストは, 以下の URL に従い申請可能です。

https://www.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-niv-expeditedappointment.asp

(4) 在日米国大使館及び領事館では, 出勤する領事部職員の人数を制限して対応に当たっているため, ビザの発給までには通常よりも時間を要する場合があります。

(5) 既にビザを取得している場合には, 面接を受けずに郵送により査証(ビザ)の更新ができる可能性があります。条件については以下URLをご参照ください。

https://www.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-niv-visarenew.asp